

## 答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した東京都愛の手帳交付要綱（昭和42年3月20日付42民児精発第58号。以下「都要綱」という。）5条1項の規定に基づく愛の手帳交付申請却下処分に係る審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

### 第1 審査会の結論

本件審査請求は、棄却すべきである。

### 第2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、東京都知事（以下「処分庁」という。）が請求人に対し、令和2年8月24日付けで行った愛の手帳交付申請却下処分（以下「本件処分」という。）について、その取消しを求めるというものである。

### 第3 請求人の主張の要旨

請求人は、おおむね以下のことから、本件処分の違法性又は不当性を主張している。

- 1 客観的資料における客観性の疑問
- 2 ○○病院の診療情報提供書の誤表記による請求人の人権侵害
- 3 不適切な聴取
- 4 判定担当精神科医の怠慢と偏見、無知
- 5 判定依頼予約制度の不備による不利益
- 6 判定者の求める客観性への客観的不審

以上のことから、愛の手帳交付の判定は、無知と先入観、薬物中

毒患者や精神病患者に対する偏見による非科学的かつ不合理、個人の主観に基づくもので不当。

#### 第4 審理員意見書の結論

本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法45条2項の規定を適用し、棄却すべきである。

#### 第5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のように審議した。

年 月 日	審 議 経 過
令和3年 9月 2日	諮問
令和3年11月 5日	審議（第61回第2部会）
令和3年12月17日	審議（第62回第2部会）

#### 第6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

##### 1 要綱等の定め

- (1) 都要綱1条は、この要綱は、知的障害者、知的障害児（以下「知的障害者」と総称する。）の保護及び自立更生の援助を図るとともに、知的障害者に対する社会の理解と協力を深めるため、知的障害者に「愛の手帳」を交付することを目的とするとし、都要綱2条1項は、愛の手帳は、東京都内に住所又は居所を有する者で東京都児童相談所条例により設置した児童相談所又は東京都心身障害者福祉センター条例により設置した心障センターにおいて、知的障害（知的機能の障害が発達期（18歳未満）に現れ、日常生活に支障が生じているため、何らかの特別の援助を必要とする状態をいう。）と判定された者に対して交付するとしている。
- (2) 都要綱3条1項は、愛の手帳の交付を受けようとする知的障害

者又はその保護者は、愛の手帳交付申請書（以下「申請書」という。）に当該知的障害者の写真を添え、その者が18歳以上の場合にあつては、心障センターを判定機関とし、判定機関の長を経由して、知事に申請しなければならないとしている。

同条4項及び4条は、申請書を受理した心障センター所長は、総合判定基準表（別紙1。以下「総合判定基準表」という。）及び当該知的障害者が18歳以上である場合は都要綱別表第4「知的障害（愛の手帳）判定基準表（18歳以上 成人）」（別紙2。以下「個別判定基準表」という。）に基づいて判定を行い、その結果に基づき判定書を作成し、申請書に判定書を添付して知事に進達しなければならないとしている。

- (3) 都要綱5条1項は、知事は申請書及び判定書により愛の手帳の交付の可否を決定するものとし、同条2項は、上記により障害の度数1度から4度までに該当すると認めたときは、判定機関の長を経由して愛の手帳を交付するものとしている。

なお、総合判定基準表（別紙1）によれば、障害の度数は、「1度（最重度）」から「4度（軽度）」までに区分され、4度（軽度）の判定内容は、「各種の診断の結果、知的障害の程度が処遇上「軽度」と判定され、またプロフィールがおおむね「4」程度のものに該当するもの」とされており、上記各度数及び程度不明のいずれにも該当しないと判定したときは「非該当」とするとしている。

そして、都要綱5条3項は、同条1項の規定により、交付申請を却下するときは、愛の手帳交付申請却下通知書により行うものとするとしている。

- (4) 都要綱12条に基づいて定められた東京都愛の手帳交付要綱実施細目（昭和42年3月20日付42民児精発第58号。以下「実施細目」という。）の4・(2)は、知的障害の判定に係る知的障害の有無、障害の程度等については、医学的、心理学的、社会

診断的見地から、最終的に総合判定に基づいて決定することとし、また、実施細目の4・(4)は、程度別総合判定を行うに当たっては、判定書に記載されたプロフィールを参考として行うものとしている。

## 2 請求人の知的障害に係る総合判定について

次に、心障センター所長が作成した本件判定書の記載内容を前提に、本件処分に違法又は不当な点がないかどうか、以下、検討する。

### (1) 個別判定基準表によるプロフィール

#### ア 「知能測定値」について

改訂版鈴木ビネー検査の結果は、IQ 52程度と判定されており、個別判定基準表における「知能指数及びそれに該当する指数がおおむね50～75」の区分に相当し、4度と判定されている。なお、本件判定書には、請求人は視力障害があるため、検査は部分的に実施した旨記載されている。

#### イ 「知的能力」について

面接時、これまでの成育歴等については、同席した姉による補足もあったが、質問に応じて多語文で答えることができる。そのうち、口頭での釣銭計算の課題には正答できている。家ではテレビを見て過ごすと述べ、視力が悪くなる前はマンガ等を読んでいたと陳述している。検査場面でも、「弁償」等の熟語を用いて多語文で回答し、簡単な計算課題に正答している。

以上により、知的能力は4度に相当すると判定されている。

#### ウ 「職業能力」について

現在は視力障害があり、読み書き等にも困難さがあるものの、身の回りのことはある程度自分で行っており、いくつもの工程がない単純作業程度は可能であると判断される。

以上により、個別判定基準表における「簡単な手伝い程度は可能。また、保護的環境であれば単純作業が可能」の区分に相当するものとして、2度と判定されている。

エ 「社会性」について

中学校卒業後は、短期間の就労経験のみで、在宅での生活が長く、同居する姉以外との交流はほとんどなく、姉同行での通院や買い物以外は自宅で自閉的に過ごしていると聴取している。

以上により、個別判定基準表における「集団的行動がほとんど不可能。ただし、個別的な援助があれば限られた範囲での社会生活が可能」の区分に相当するものとして、2度と判定されている。

オ 「意思疎通」について

上記イのとおり、質問に応じて多語文で答えることができている。また、知能検査においても8～9歳級までの課題について、言語による教示から問題の意図を概ね理解し回答している。

以上により、個別判定基準表における「日常会話（意思疎通）が可能。また簡単な文字を通じた意思疎通が可能」の区分に相当するものとして、4度と判定されている。

カ 「身体的健康」について

統合失調症、2型糖尿病、糖尿病性網膜症、糖尿病性腎症、慢性下痢症、腎結石の既往歴及び現病歴があり、通院加療を続けている。

以上により、個別判定基準表における「特別の注意が必要」の区分に相当するものとして、3度と判定されている。

キ 「日常行動」について

不眠や昼夜逆転傾向があり、通院及び服薬を継続している。

以上により「日常行動にたいした支障はないが、配慮が必要」の区分に相当するものとして、3度と記載されている。

ク 「基本的生活」について

作り置きの食事をレンジで温めて食べることができる。排泄は基本的には自立しているが、糖尿病になってから下痢が多く、45, 6歳からオムツを使用し、下着を使用の際には拭き残し

もある。入浴や整容に関しては、流し残しや剃り残し等があり、声かけや一部介助を要する程度である。外出や公共交通機関の利用については、現在は単独では行っていない。

以上により、個別判定基準表における「身近生活の処理がおおむね可能」の区分に相当するものとして、3度と記載されている。

#### ケ 小括

以上のとおり、本件判定書のプロフィール欄は、8項目のうち2項目が2度（重度）、3項目が3度（中度）、3項目が4度（軽度）相当とされている。

そして、上記各項目における障害の程度の判定は、請求人及び姉に対する面接等により得られた所見に基づくものであって、各項目の判定結果は、個別判定基準表に照らして、心障センターにおける専門的見地からの判断として、合理性のあるものと認められ、誤りを指摘することはできないものである。

#### (2) 医学的所見、心理学的所見及び社会診断所見

医学的所見欄には「愛の手帳非該当」と、心理学的所見欄には「CA51 IQ52程度 鈴木ビネー改訂版」と、社会診断所見欄には「現在、無為自閉的な生活であるが、生活上の支障が知的障害に起因するものであるとの判断ができない。」と、それぞれ記載されている。

#### (3) 総合判定

本件申請は、18歳以上の者からの新規申請であることから、総合判定に当たっては、請求人が現在、愛の手帳に該当する程度の知的障害の状態にあることに加え、発達期（18歳未満）までに知的機能の障害が現れていたことを確認する必要がある（上記1・(1)）。

まず、請求人の現在の知的障害の状況であるが、知能測定値は4度域にあるものの、視力障害のため、一部実施困難であったこ

とによる。また、個別判定基準表に記載の他の7項目は2度ないし4度に当たるが、いずれも精神疾患や身体疾患等の影響が反映されたものと考えられている。

次に発達期（18歳未満）の状態であるが、請求人から提出された資料等から、請求人の発達期において愛の手帳に請求時程度の知的機能の障害が現れていたと判断するに足る客観的情報は得られていない。

したがって、請求人の知的障害の程度は、判断に足る客観的な情報が得られない以上、総合判定基準表（別紙1）における「1度（最重度）」ないし「4度（軽度）」及び「程度不明」のいずれにも該当しないから、請求人の愛の手帳の度数判定は「非該当」とするのが相当であり、これと同旨の結論を採る本件処分に、違法又は不当な点があるとは認められない。

- 3 請求人は、第3のことから、本件処分の違法性、不当性を主張する。

しかしながら、上記1・(2)及び(3)のとおり、愛の手帳の交付における障害の程度の認定は、申請書及び判定書の内容を総合的に判定して決定されるものと解すべきであるところ、本件申請書及び本件判定書によれば、請求人の障害の程度は、総合判定基準表及び個別判定基準表に照らして、「非該当」と判断するのが相当であることは、上記2のとおりであるから、請求人の主張をもって本件処分が違法又は不当なものであるということとはできない。したがって、請求人の主張は、いずれも理由がないというほかはない。

- 4 上記以外の違法性又は不当性の検討について

その他、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に行われているものと判断する。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申を行った委員の氏名)

近藤ルミ子、山口卓男、山本未来

別紙1及び2 (略)